

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [教育カリキュラム](#) | [労働法実務講座⑥](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)
[教育カリキュラム](#)
[日本国憲法](#)

### 労働法実務講座⑥

#### 労働契約の成立

##### (1) 強制労働の禁止

使用者は、暴行・脅迫・監禁等の手段によって、労働者に労働することを強制してはならない（労基法5条）。

##### (2) 労使間の合意による成立

労働契約は、労働者が使用者に使用されて労働し使用者がその労働に対して賃金を支払うことについて、労働者と使用者とが何らかの方法で「合意」することによって成立する（労働契約法6条）。

この場合の合意の方法は口頭によっても可能であるため、労働契約書の作成・就業規則の提示等の特別の方法は労働契約の成立に法的に不可欠の要素ではない。

しかし、労使紛争を防止するためには、労働契約書の作成・労働条件通知書の交付・就業規則の提示等の方法を用いることが望ましい（労働契約法4条）。

##### (3) 就業規則の周知による成立

労働契約の成立時に労働条件の詳細を定めていない場合において、使用者が法令・労働協約に反しない合理的な内容の労働条件を定める就業規則を労働者に周知させていたときは、その労働契約の内容はその就業規則で定める労働条件となる（労働契約法7条・13条）。

#### 労働契約の期間

##### (1) 期間設定の自由

労働契約の期間とは、労働契約が存続する始期から終期までの時間をいう。

労働契約に期間を設定することもしないことも、期間を設定してその長さをどの程度にするかということも、下記の法的制限を超えない限り、労働者と使用者との自由である。

##### (2) 期間の法的制限

使用者は、労働契約に期間を設ける場合には、原則として3年を超えることはできない。

ただし、例外的に、次の①の場合は工事等の完了まで必要な期間を、②③の場合は5年までの期間を、それぞれ設定することができる（労基法14条）

①長期の建設工事等の一定の事業の完了までに必要な期間を定める場合

②博士の学位を有する者・社会保険労務士・税理士・弁理士・公認会計士・不動産鑑定士・医師・歯科医師・獣医師・薬剤師・弁護士・1級建築士・技術士・システムアナリスト・アクチュアリー・特許発明者・登録意匠創作者・登録品種育成者・システムエンジニア等の高度の専門的知識等を有する労働者の場合

③満60歳以上の労働者の場合

#### (つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

### お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.